

1 改定の理由

- ( 1 ) 平成 18 年 10 月 1 日付け国河情第 3 号「洪水等に関する防災情報体系の見直し」に基づき、水位及び発表情報等に関する防災用語の見直し
- ( 2 ) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の対象区域の追加

2 改定の概要

( 1 ) 防災用語の見直し

区 分	主な内容
( 1 ) 水位	「通報水位」を「水防団待機水位（通報水位）」に変更 「警戒水位」を「はん濫注意水位（警戒水位）」に変更 「特別警戒水位」を「避難判断水位（特別警戒水位）」に変更 「危険水位」を「はん濫危険水位（危険水位）」に変更
( 2 ) 発表情報	水位周知河川の「特別警戒水位到達情報」を 「川はん濫警戒情報」に変更  洪水予報河川で、「洪水注意報」は「はん濫情報注意情報」に情報名称を変更。また、「はん濫危険水位（危険水位）」に到達する予測時に発表していた「洪水警報」を 3 段階に分割して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難判断水位（特別警戒水位）」到達時に、 「川はん濫警戒情報」( ) を発信</li> <li>・「はん濫危険水位（危険水位）」到達時に、 「川はん濫危険情報」を発信</li> <li>・はん濫の発生時に、「はん濫発生情報」を発信</li> </ul>
( 3 ) その他の主な改善	「出水」を「増水」に変更 「水位情報周知河川」を「水位周知河川」に変更 「溢水」を「堤防から水があふれる」に変更 「樋門」を「(排・取)水門」に変更

( 2 ) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の対象区域に下記の区域を追加

- ・中川 揖保川分流点から海まで
- ・元川 中川分流点から中川合流点まで

主な改正内容は、別紙新旧対象表のとおり

# 平成 19 年度 兵庫県水防計画修正（案）新旧対象表

別紙

章・節	旧	新																
第 1 章 第 3 節 (P4-5)	第 1 章 総則 第 3 節 用語の意味 13 <u>通報水位</u> 量水標管理者（土木事務所長等）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。（ <u>通報水位 = 警戒水位 × 0.7</u> ） 14 <u>警戒水位</u> 15 <u>特別警戒水位</u>	13 <u>水防団待機水位（通報水位）</u> 量水標管理者（土木事務所長等）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。（ <u>水防団待機の目安</u> ） （ <u>水防団待機水位（通報水位） = はん濫注意水位（警戒水位） × 0.7</u> ） 14 <u>はん濫注意水位（警戒水位）</u> 15 <u>避難判断水位（特別警戒水位）</u> 16 <u>はん濫危険水位（危険水位）</u> （ <u>項目の追加</u> ） 気象庁長官（あらかじめ指定されている河川については、国土交通大臣又は知事と共同して）が、気象等の状況により洪水予報を発表するときの基準となる、「洪水等のおそれがあると認められる（法第 10 条第 1 項、法第 11 条第 1 項）」水位をいう。																
第 4 章 第 3 節 (P16)	第 4 章 気象状況の通知 第 3 節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報 1 洪水予報の対象区域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 55%;">区域</th> <th style="width: 30%;">発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖保川</td> <td>左岸：宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸：宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先から海まで</td> <td>・姫路河川国道事務所 ・神戸海洋气象台</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	発表者	揖保川	左岸：宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸：宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先から海まで	・姫路河川国道事務所 ・神戸海洋气象台	1 洪水予報の実施区間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 55%;">区域</th> <th style="width: 30%;">発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖保川</td> <td>左岸：宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸：宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先から海まで</td> <td rowspan="3">・姫路河川国道事務所 ・神戸海洋气象台</td> </tr> <tr> <td>中川</td> <td>揖保川分流点から海まで</td> </tr> <tr> <td>元川</td> <td>中川分流点から中川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	発表者	揖保川	左岸：宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸：宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先から海まで	・姫路河川国道事務所 ・神戸海洋气象台	中川	揖保川分流点から海まで	元川	中川分流点から中川合流点まで
河川名	区域	発表者																
揖保川	左岸：宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸：宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先から海まで	・姫路河川国道事務所 ・神戸海洋气象台																
河川名	区域	発表者																
揖保川	左岸：宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸：宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先から海まで	・姫路河川国道事務所 ・神戸海洋气象台																
中川	揖保川分流点から海まで																	
元川	中川分流点から中川合流点まで																	

2 洪水予報の対象とする量水標

予報区間名	基準量水表	所在地
揖保川上流	山崎第二	宍粟市山崎町船元
揖保川下流	龍野	たつの市龍野町水神

3 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
洪水注意報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、 <u>警戒水位を超えることが予想されるとき</u>
洪水警報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、 <u>危険水位程度若しくは危険水位を超えることが予想されるとき</u>
洪水情報	洪水に関して洪水注意報又は警報以外に、 <u>関係機関又は一般に知らせる必要があるとき。又は洪水注意報・警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とするとき</u>

2 洪水予報基準量水標

「避難判断水位」(水位数値の追加)

注：洪水予報河川は、水防法において特別警戒水位の概念がないことから、カッコ書きの併記は行わない。

予報区間名	基準量水表	所在地
揖保川上流	山崎第二	宍粟市山崎町船元
揖保川下流 (中川・元川を含む)	龍野	たつの市龍野町水神

3 洪水予報の種類と発表基準

種類		発表基準
区分	標題	
洪水注意報	はん濫注意情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が <u>はん濫注意水位(警戒水位)</u> に達し更に <u>水位の上昇が予想されるとき</u>
洪水警報	はん濫警戒情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、 <u>はん濫危険水位(危険水位)</u> を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位に達し更に <u>水位の上昇が予想されるとき</u>
	はん濫危険情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、 <u>はん濫危険水位(危険水位)</u> に達したとき
	はん濫発生情報	洪水予報実施区域内ではん濫が発生したとき

<p>第4章 第4節 (P18)</p>	<p>第4章 気象状況の通知 第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報 2 洪水予報の対象とする量水標  3 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="232 395 949 858"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、警戒水位を超えることが予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、危険水位程度若しくは危険水位を超えることが予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>洪水情報</td> <td>洪水に関して洪水注意報又は警報以外に、関係機関又は一般に知らせる必要があるとき。又は洪水注意報・警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とするとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	洪水注意報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、警戒水位を超えることが予想されるとき	洪水警報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、危険水位程度若しくは危険水位を超えることが予想されるとき	洪水情報	洪水に関して洪水注意報又は警報以外に、関係機関又は一般に知らせる必要があるとき。又は洪水注意報・警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とするとき	<p>2 洪水予報の対象とする量水標 「避難判断水位」(欄の追加) 本県は平成20年度以降実施 注：洪水予報河川は、国土交通大臣の場合と同様に、特別警戒水位を併記しない。 3 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1008 395 2114 903"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>標題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>はん濫注意情報</td> <td>洪水予報実施区域内の対象量水標の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>はん濫警戒情報</td> <td>[平成20年度以降実施]洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位に達し更に水位の上昇が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に達したとき</td> </tr> <tr> <td>はん濫発生情報</td> <td>洪水予報実施区域内ではん濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	区分	標題	洪水注意報	はん濫注意情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき	洪水警報	はん濫警戒情報	[平成20年度以降実施]洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位に達し更に水位の上昇が予想されるとき	はん濫危険情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に達したとき	はん濫発生情報	洪水予報実施区域内ではん濫が発生したとき
種類	発表基準																								
洪水注意報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、警戒水位を超えることが予想されるとき																								
洪水警報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、危険水位程度若しくは危険水位を超えることが予想されるとき																								
洪水情報	洪水に関して洪水注意報又は警報以外に、関係機関又は一般に知らせる必要があるとき。又は洪水注意報・警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とするとき																								
種類		発表基準																							
区分	標題																								
洪水注意報	はん濫注意情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき																							
洪水警報	はん濫警戒情報	[平成20年度以降実施]洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位に達し更に水位の上昇が予想されるとき																							
	はん濫危険情報	洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に達したとき																							
	はん濫発生情報	洪水予報実施区域内ではん濫が発生したとき																							
<p>第5章 第4節 (P27)</p>	<p>第5章 水防指令及び水防警報 第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表 1(2)水位情報の通知及び周知 ア 国土交通省関係事務所長は、<u>水位情報周知河川</u>の水位が (以下略)</p>	<p>1(2)水位情報の通知及び周知 ア 国土交通省関係事務所長は、<u>水位周知河川</u>の水位が (以下略)</p>																							

<p>第6章 第2節 (P30)</p>	<p>第6章 雨量、水位及び潮位の報告 第2節 水位及び潮位の報告 1 水位及び潮位の報告 (1)事務所 水防本部 ア全ての水位観測所について、次の場合に報告する。 ・ <u>通報水位(潮位)又は警戒水位(潮位)に達したとき。</u> ・ <u>通報水位(潮位)又は警戒水位(潮位)を下回ったとき。</u>  2 報告の中止 (1)<u>通報水位(潮位)</u>を下回ったとき。 (2)警戒水位(潮位)を下り、今後の水位(潮位)上昇が認められなくなったときには、その旨を連絡し報告を中止する。</p>	<p>1 水位及び潮位の報告 (1)事務所 水防本部 ア全ての水位観測所について、次の場合に報告する。 ・ <u>水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき。</u> ・ <u>水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位を下回ったとき。</u>  2 報告の中止 (1)<u>水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位</u>を下回ったとき。 (2)<u>はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位</u>を下り、今後の水位(潮位)上昇が認められなくなったときには、(以下略)。</p>
<p>第7章 第1節 (P31)</p>	<p>第7章 施設等の監視 第1節 施設等の監視 3 水門若しくは閘門等又はため池の監視 (2)監視員は、平時から工作物の点検を行い、<u>出水時の操作</u>に支障がないようにする。</p>	<p>3 水門若しくは閘門等又はため池の監視 (2)監視員は、平時から工作物の点検を行い、<u>増水時の操作</u>に支障がないようにする。</p>
<p>第11章 第3節 (P38)</p>	<p>第11章 他の水防期間との協力及び応援 第3節 隣接府県との協定  2 京都府との協定 (1)竹田川の堤防が決壊又は<u>溢水の危険</u>がある場合(以下略)</p>	<p>2 京都府との協定 (1)竹田川の堤防が決壊又は<u>堤防から水があふれる危険</u>がある場合(以下略)</p>
<p>第16章 第2節 (P44)</p>	<p>第16章 指定水防管理団体の水防計画及び水防訓練 第2節 水防訓練  1 実施要領 (6)<u>樋門、角落</u>としての操作</p>	<p>1 実施要領 (6)<u>(排・取)水門、角落</u>としての操作</p>